



2019年11月8日  
東京エムオウユウ事務局

## 2018年集中検査キャンペーン結果報告書について

東京MOUでは、2018年9月1日から11月30日までの間、MARPOL 条約附属書 VI (大気汚染関係) に関する集中検査キャンペーンを実施しましたが、先月マーシャル諸島 (マジュロ) にて開催された第30回 PSC 委員会において、同キャンペーン結果報告書が承認されましたので、英文ウェブサイト\*に掲載、公表しました。

同報告書の主な内容は、下記のとおりです。

※ <http://www.tokyo-mou.org/>

### 記

#### 1. 検査キャンペーンの時期等

2018年9月1日～11月30日

(テーマ) MARPOL 条約附属書 VI (大気汚染関係)

#### 2. 検査隻数

期間中、加盟国当局において **8,270 隻** の外国商船に P S C を実施しました。

旗国当局別検査隻数 (上位3当局)

| 順位 | 旗国当局名   | 隻数 (全体に占める割合) |
|----|---------|---------------|
| 1  | パナマ     | 1,817 (27.5%) |
| 2  | 香港 (中国) | 649 (9.8%)    |
| 3  | リベリア    | 620 (9.4%)    |
| 3  | マーシャル諸島 | 620 (9.4%)    |

船種別検査隻数 (上位3船種)

| 順位 | 船種        | 隻数 (全体に占める割合) |
|----|-----------|---------------|
| 1  | バルクキャリア   | 2,402 (36.4%) |
| 2  | 一般/多目的貨物船 | 1,234 (18.7%) |
| 3  | コンテナ船     | 1,171 (17.7%) |

#### 3. 検査の結果等

期間中の拘留隻数 198 隻 (検査隻数の 2.58%)

うちキャンペーンに関する事項での拘留隻数 5 隻 (同 0.07%)

#### 旗国別拘留船舶（キャンペーン関係の拘留）

リベリア、オランダ、パナマ、シンガポール、ベトナム各1隻  
拘留率（キャンペーン関係の拘留）の高い船種

| 順位 | 船種      | 拘留率   |
|----|---------|-------|
| 1  | ガスキャリア  | 0.96% |
| 2  | 油タンカー   | 0.23% |
| 3  | バルクキャリア | 0.08% |

#### 欠陥指摘の多かった項目（上位3項目）

| 順位 | 欠陥項目   | 欠陥率   |
|----|--|-------|
| 1  | オゾン層破壊物質記録簿の維持   | 5.16% |
| 2  | 13.7.1 規則から 13.7.5 規則に基づき承認された適合手法に関する IAPP 証書への適切な標記及び基準適合改造手引書に記載される確認手法を利用した検査による確認 | 2.51% |
| 3  | 燃料油供給証明書の保管  | 1.80% |
| 4  | 船上焼却炉・熱廃棄物処理装置の操作に関する習熟度等  | 1.80% |

#### 4. まとめ

質問票に掲げられた要件については総じて極めて良好に実施されていることが確認できたとした上で、報告書では加盟当局に以下のような勧告を行っています。

- (1) 2020年1月から実施される燃料硫黄分上限規制を認識の上、今後もPSC検査においてMARPOL条約附属書VIの適合性に焦点を当てること
- (2) オゾン層破壊物質記録簿について、適用される船舶に対し特に注意を払って検査を行うこと

以上

#### <お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田・寧（ニン）  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## **Editor's note**

東京MOU：ポート・ステート・コントロール（PSC）に関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、PSCを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定（1993年12月にアジア太平洋地域18カ国が署名・締結）。

2019年10月現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、アブジャ MOU、黒海 MOU、カリブ海 MOU、インド洋 MOU、パリ MOU、リヤド MOU、Viña del Mar Agreement（南米 MOU）

ポート・ステート・コントロール（PSC）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。外国船舶が安全、保安、海洋環境保護、船員の居住・作業環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された条約要件等テーマを特定して通常のPSC検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。これまで実施したCICのテーマは以下のとおり（※はパリMOUと合同で実施）。

1998年 ISM コード※

1999年 GMDSS

2002年 ISM コード※

2003年 バルクキャリアに関する安全措置※

2004年 ISPS コード

2005年 操作要件

2006年 MARPOL 条約附属書 I※

2007年 ISM コード※

2008年 航行の安全※

2009年 救命艇※

2010年 有害物質

2011年 構造安全及び満載喫水線※

2012年 FSS コード※

2013年 主補機※

2014年 STCW 条約休息時間※

2015年 閉鎖区域への立入※

2016年 貨物固縛方法

2017年 航行の安全※